

## 令和4年度 社会福祉法人に対する指導内容

指 導 項 目		文書指導件数	
			うち重大
<b>1 法人運営</b>			
1	定款の不備、変更手続が不適切等	3	0
2	内部管理体制の未整備（特定社会福祉法人のみ）	0	0
3	評議員の選任が不適切	4	0
4	評議員会の運営が不適切	3	0
5	理事の選任及び理事長の選定が不適切	3	0
6	監事の選任及び職務が不適切	3	0
7	理事会の運営等が不適切	4	0
8	会計監査人の選任及び職務が不適切	0	0
9	役員等の報酬等規程が未整備又は報酬等が不適切	5	0
10	その他	1	0
小 計		26	0
<b>2 事業</b>			
1	定款に従って事業を行っていない	0	0
2	社会福祉事業が適正に行われていない	0	0
3	公益事業が適正に行われていない	0	0
4	収益事業が適正に行われていない	0	0
5	その他	4	0
小 計		4	0
<b>3 管理</b>			
1	職員の任免等の人事管理が法令に従っていない	0	0
2	資産管理が不適切	0	0
3	予算が適正に編成、執行されていない	0	0
4	経理規程等が不備	1	0
5	会計処理が不適切	5	0
6	会計帳簿が未整備	0	0
7	決算が不適切又は計算関係書類が不備	2	0
8	債権・債務の管理が不適切	0	0
9	情報公開が不適切	1	0
10	登記事項の未登記又は登記遅延	3	0
11	現金の管理が不適切	1	0
12	その他	0	0
小 計		13	0
合 計		43	0